

社会保障改革に関する 集中検討会議報告用資料

110305

湯浅誠(反貧困ネットワーク事務局長)

10の言いたいこと 1~5

- 1、雇用劣化と現役世代の社会保障未整備は、着実に国をむしばみつつある。
- 2、男性正社員片働きモデルは限界。一人ひとりが力を発揮できる社会的条件を整備しなければ、この国の持続可能性はない。若者、女性、障害者、失業者、生活保護受給者等々に冷たすぎる体質の改善が必須。「参加と包摂」をお題目で終わらせてはいけない。
- 3、企業と家族に支えられなければ生活保護しかない、という現役世代の社会保障の貧困(すべり台社会)が、いまの生活保護受給者急増をもたらしている。生活保護の手前に、第二のセーフティネットを構築する必要がある。求職者支援制度に、住宅手当や生活支援、個別支援(パーソナル・サポート・サービス)をセットにした本格的な「第二セーフティネット」を。
- 4、また、高齢者や障害者を含む地域福祉の面的展開にも、包括的・個別的支援は必要。複雑化・多様化する個別ニーズに柔軟に対応できる新旧の「公共の担い手」育成は、従来の地域力低下に対応して効率的な地域福祉を展開するためにも必要。
- 5、社会保障は、制度をつくるだけではダメ。「つくる、届ける、受け止める」をワンセットに。ともすると申請主義の上にあぐらをかいてきた姿勢を改め、アウトリーチ型(=積極的に届ける)、ワンストップ型(=たらいまわししない)サービスが必要。行政機関内の情報連携を進めるとともに、共通番号制の「マイ・ポータル」では、国・自治体の利用可能な 2 サービスがピンポイントで知らされるよう設計すべき。

10の言いたいこと 6~10

6、そもそも、日本は財政規模が小さすぎ、かつ税の所得再分配機能が弱すぎた。両者をEU平均に向けて拡充していく方向性を持ち、工程表に数値目標を入れるべき。

7、税の基本は「あるところから出してもらい、広く国民生活を支えること」。所得税・法人税・贈与税・相続税についても、目指すべき数字を明らかにすべき。また、企業の社会保険料負担を除外して考えるべきではない。

8、また、現役世代の社会保障に対する負担感・不信感は強い。消費税についても国・地方合わせて「高齢3経費：少子化対策」の按分率を定め、現役世代支援・次世代支援にも使われるよう担保すべき。さらに、格差・貧困の拡大は社会の活力を減退させ、少子化を深刻化させ続ける。年収300万未満世帯の負担増にならない税・社会保険料の設計を行う(消費税額控除等)ことを宣言すべき。

9、現役世代・次世代に先送りしては、消費税を何％に上げて追いつかない。現行での社会保障費投入分公費を広義の次世代支援(国債と現役世代の社会保障)に回すべき。これについても目安となる按分率を定めるべき。

10、夢見る権利は、夢を見られる条件のある社会でこそ。

1、雇用劣化と現役世代の社会保
障未整備は、着実に国をむしばみ
つつある。

ある非正規労働者(派遣社員)の給与明細

平成 20 年 10 月分給与

09981 17 1 3 30 18 30

派遣社員

基本給	122400	残業手当	3610	時短減額	11550	休業手当	17000	皆勤手当	8500	合計	149585
雇用保険	897	健康保険	2880	厚生年金	1733	所得税	5600	作業服他	1733	寮個人負担	56000
控除合計										115210	
差引支給額										34375	

ステップアップ給増内容公開中！自己投資と見れば、私の中途離脱も、新しい仲間と共に学ぶチャンス！
 ぁう！参加受付中！(原簿) 社会保険・保険料が改定されました。詳しくはクラブシステムにて。

【08年10月】

出勤17日、休日出勤1日、残業3時間、時短12時間

基本給122,400、残業手当3,610、時短減額11,550、休業手当17,000、皆勤手当8,500 → **支給額149,585**

雇用保険897、所得税2,880、作業服他1,733、寮個人負担56,000、仮払金53,700 → **控除合計115,210**

差引支給額34,375 (+仮払金=88,075)

平成 20 年 11 月分給与

09981 17 13 30 18 30

派遣社員

基本給	144000	残業手当	15642	休業手当	12320	皆勤手当	10000	合計	185447
雇用保険	1112	健康保険	4000	厚生年金	3485	所得税	2485	寮費・寮個人負担	62903
控除合計									114015
差引支給額									71432

年末調整用の番号を記入しています。同封の返信用封筒でも忘れなく提出を！11/25必着！詳しくは同封の案内文を参照。不明な点はご連絡ください。0120-043-450まで。

【08年11月】

出勤20日、普通残業13時間、休業2日

基本給144,000、残業手当15,642、休業手当12,320、皆勤手当10,000、非課税交通費3,485 → **総支給額185,447**

雇用保険1,112、所得税4,000、寮費・寮個人負担62,903、仮払金45,000 → **控除合計114,015**

差引支給額71,432 (116,432)

平成 20 年 12 月分給与

09981 17 5 30 18 30

派遣社員

基本給	90400	残業手当	1485	休業手当	43120	役職手当	5000	皆勤手当	6000	他支給	10000	非課税交通費	2460	合計	158465
雇用保険	950	健康保険	7380	厚生年金	13815	所得税	2350	介護保険	1017	寮費	63000	仮払金・臨時貸付	38000	控除合計	126512
差引支給額														31953	

H21年分扶養控除申告書同封の方は、12/25迄の提出をお忘れなく！モノ等の交付も、各種振込を郵送受付開始1075-344-1100、110@kei-tec.co.jpでも可！クラブシステムにて。

【08年12月】

出勤12日、残業1時間、役職手当5、休業7日

基本給90,400、残業手当1,485、休業手当43,120、役職手当5,000、皆勤手当6,000、他支給10,000、非課税交通費2,460 → **総支給額158,465**

雇用保険950、健康保険7,380、厚生年金13,815、所得税2,350、介護保険1,017、寮費63,000、仮払金・臨時貸付38,000 → **控除合計126,512**

差引支給額31,953 (69,953)

すべり台社会

~~教育費かけてもらう
勉強できる家族・住環境
子どもの貧困~~

貧困の世代間連鎖
低い公的教育費

非正規労働の拡大
派遣・期間工切り

~~労働して生活できる~~

使えない緊急小口資金貸付

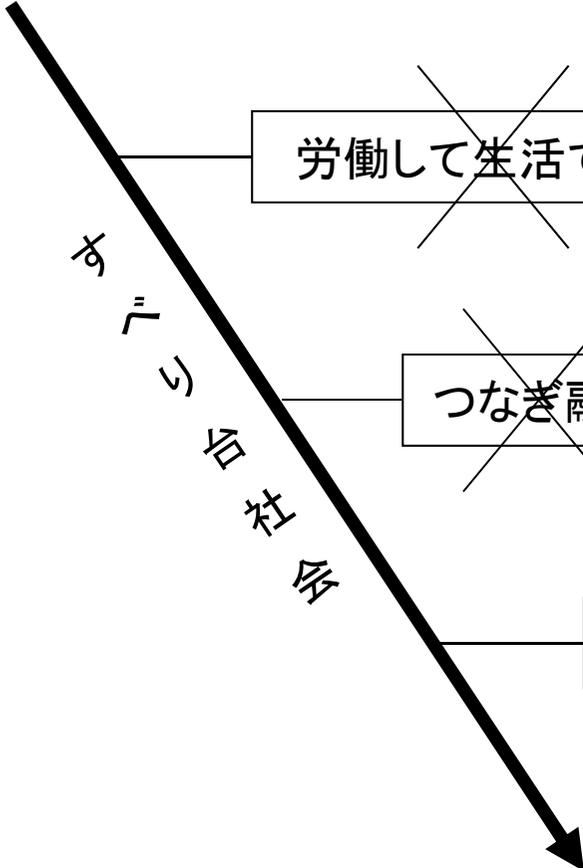
~~つなぎ融資~~ ~~雇用保険~~

未加入者1000万人超？

~~生活保護~~

水際作戦

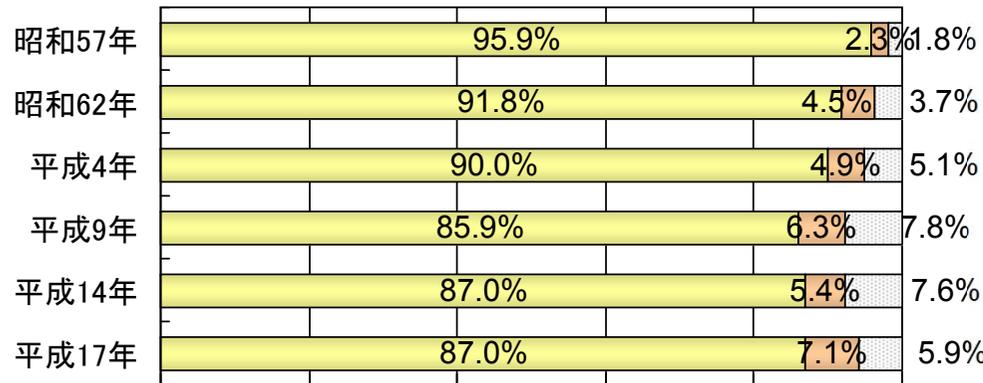
NOといえない
労働者
6



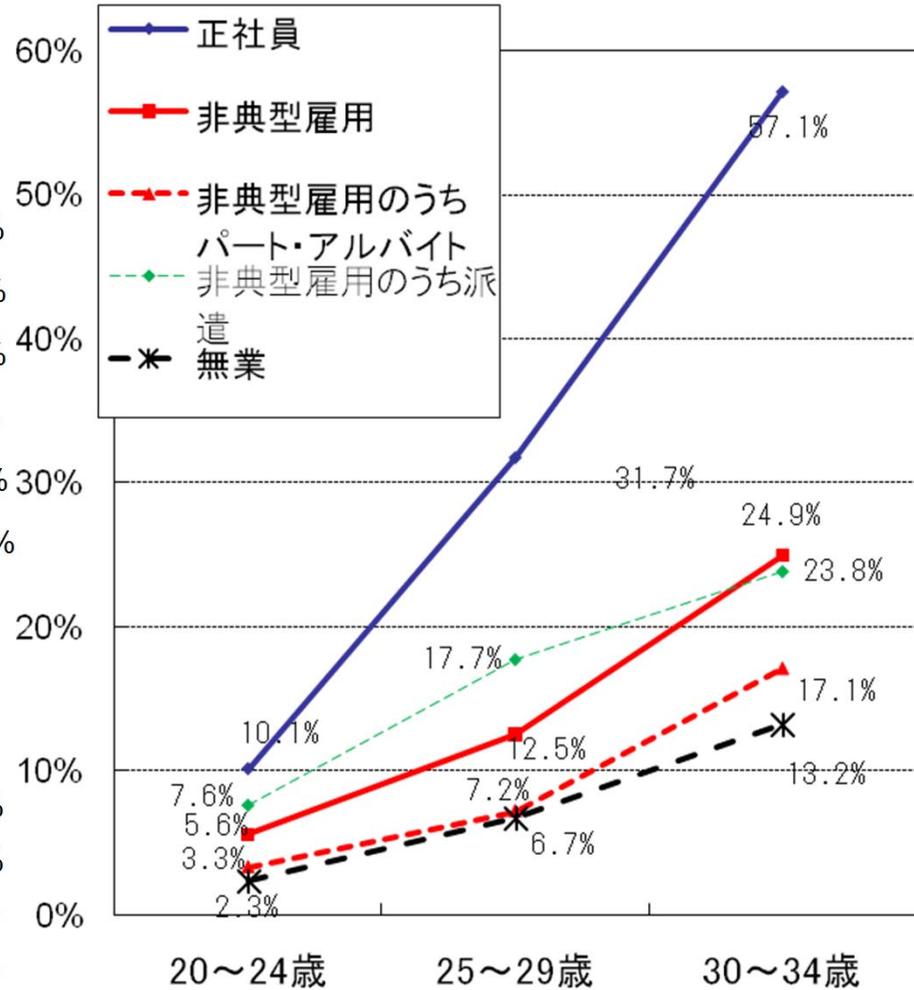
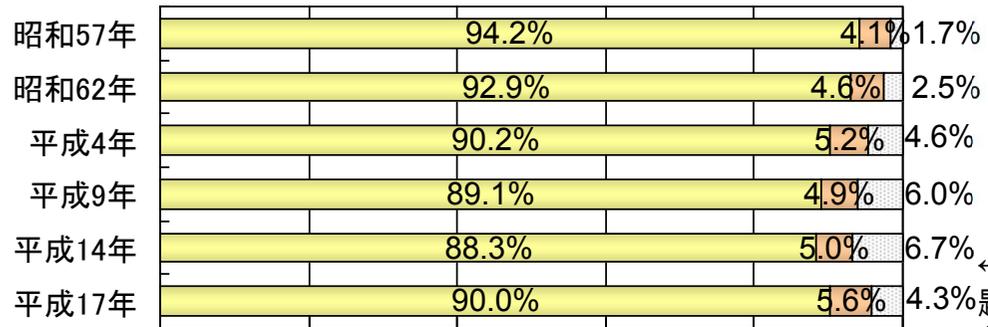
貧困の固定化 → 少子化

結婚の意思はあるが...

○「生涯の結婚意思」について
男性



女性

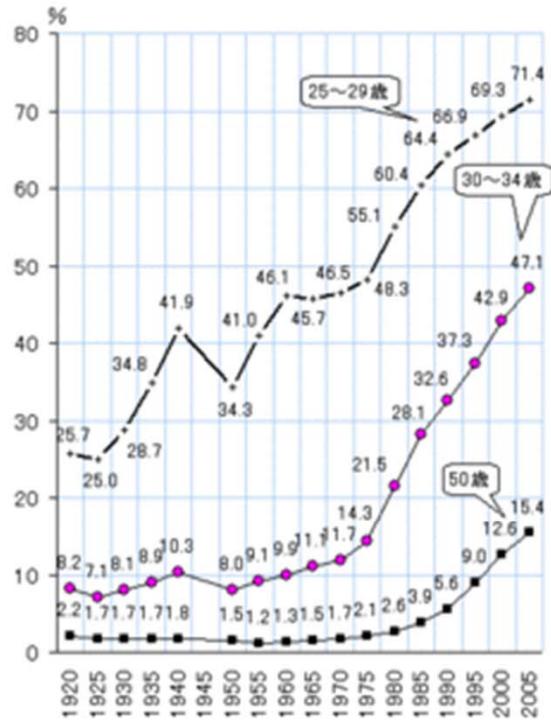


←資料: 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」
(調査対象は18~34歳の未婚者)

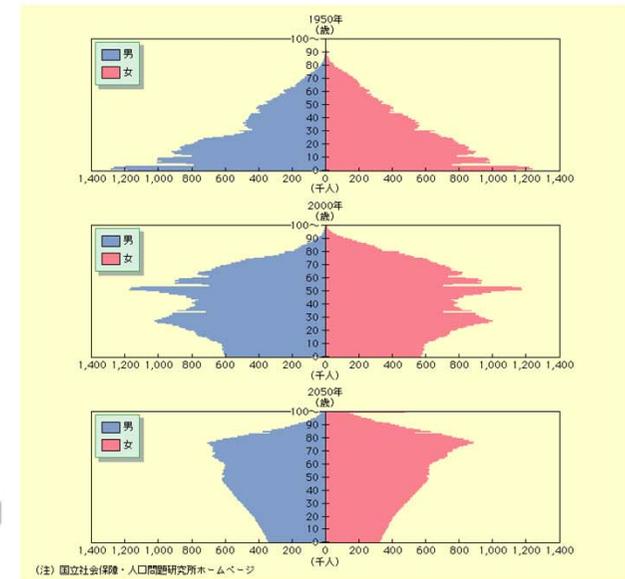
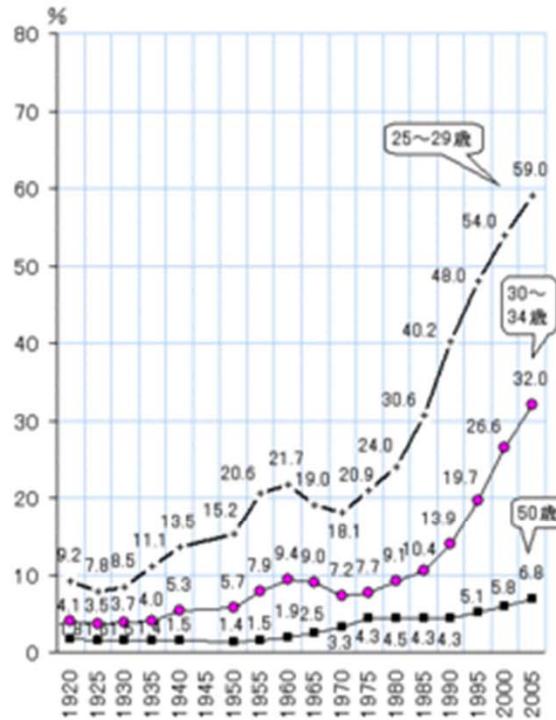
↑労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)

未婚率は上昇し続け、人口構成は変化し続ける

年齢別未婚率の推移
男



女



(注) 50歳時の未婚率は「生涯未婚率」と呼ばれる。
(資料) 国勢調査、人口統計資料集 (社会保障・人口問題研究所)

2、男性正社員片働きモデルは限界。

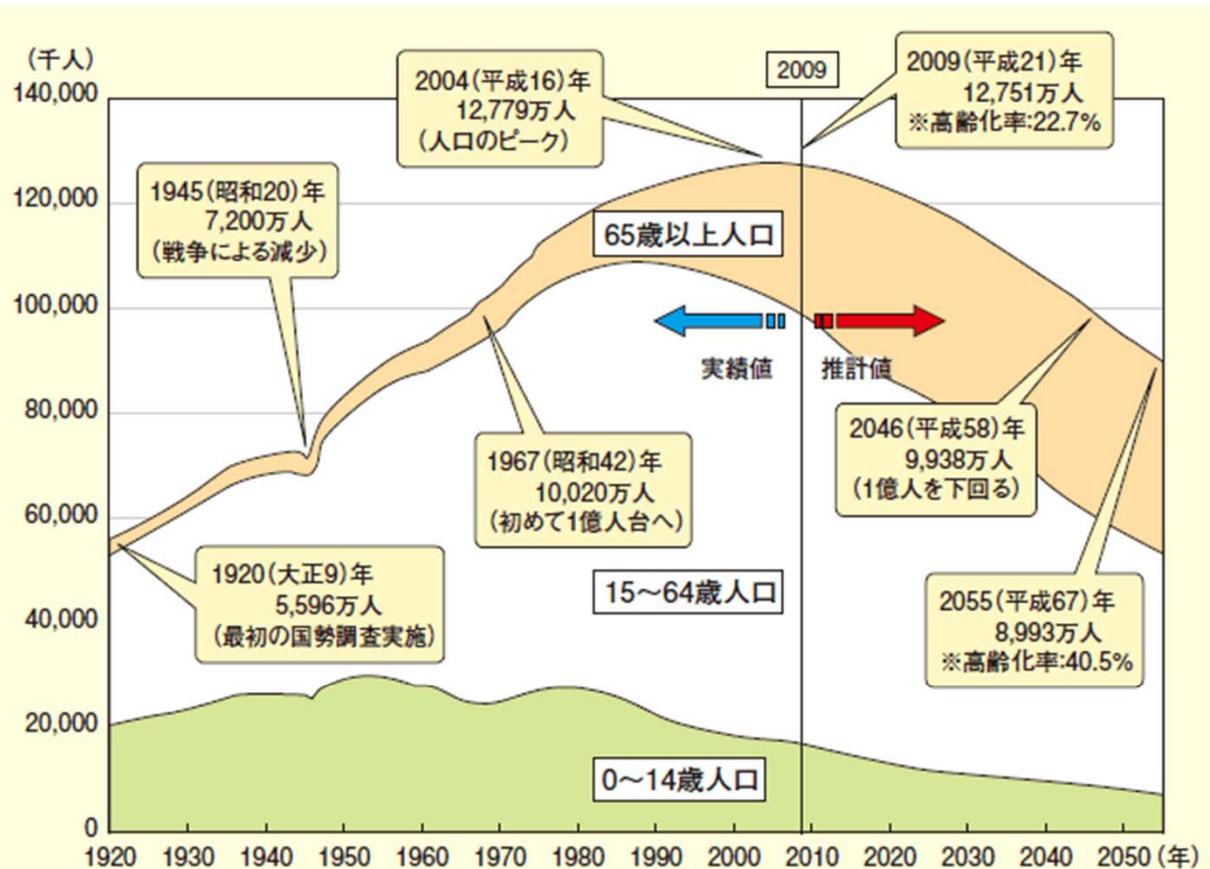
一人ひとりが力を発揮できる社会的条件を整備しなければ、この国の持続可能性はない。

若者、女性、障害者、失業者、生活保護受給者等々に冷たすぎる体質の改善が必須。

「参加と包摂」をお題目で終わらせてはいけない

少子化が改善されなければ、消費税率をどれだけ上げようが追いつかない

第1-2-5図 我が国の人口構造の推移と見通し



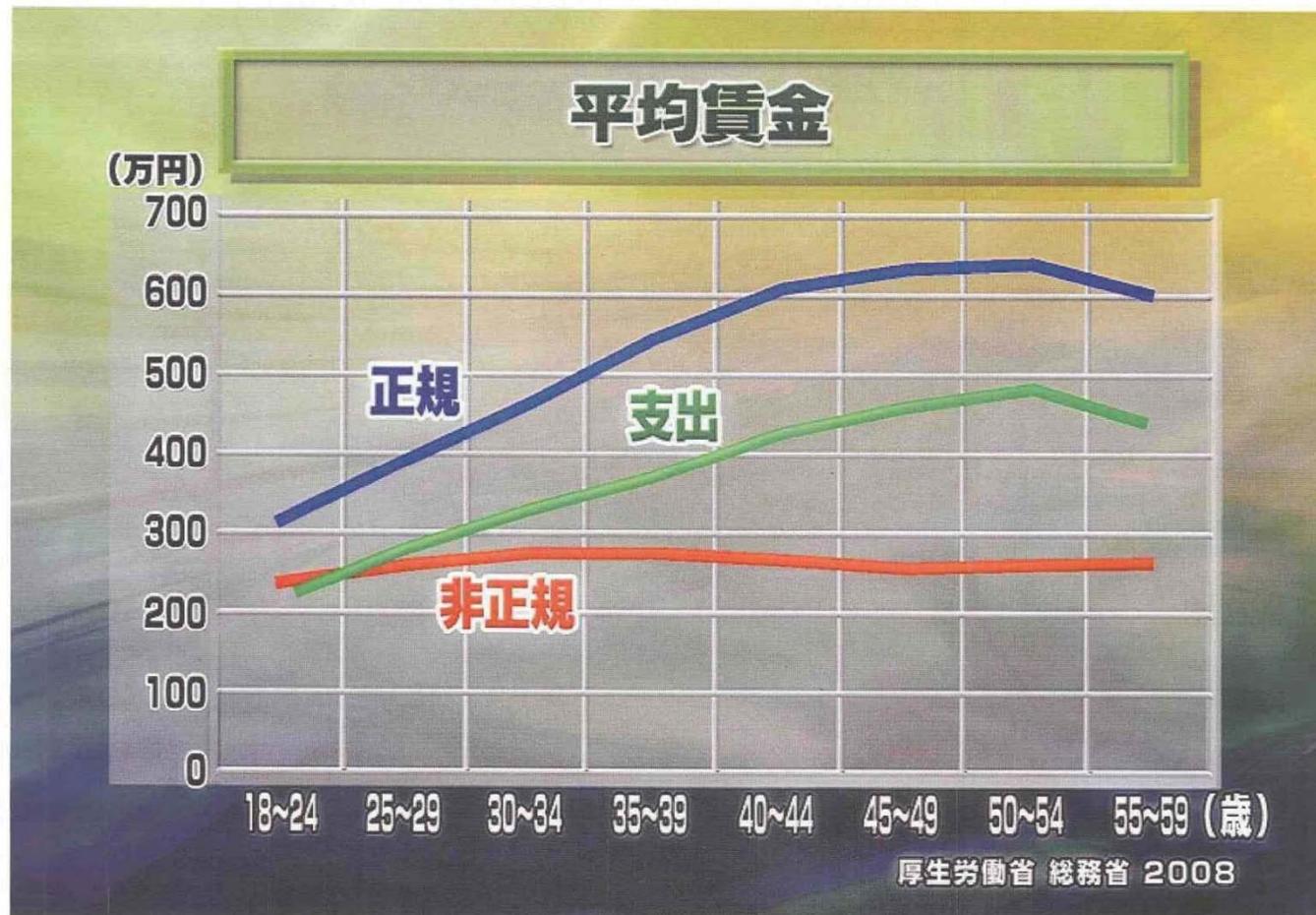
資料：実績値（1920～2009年）は総務省「国勢調査」、「人口推計（各年10月1日現在推計人口）」、「昭和20年人口調査」、推計値（2010～2055年）は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」の中位推計による。

注：1941年～1943年は、1940年と1944年の年齢3区分別人口を中間補間した。1945年～1971年は沖縄県を含まない。

年功型支出カーブに耐えられる家庭のみが子育てできる

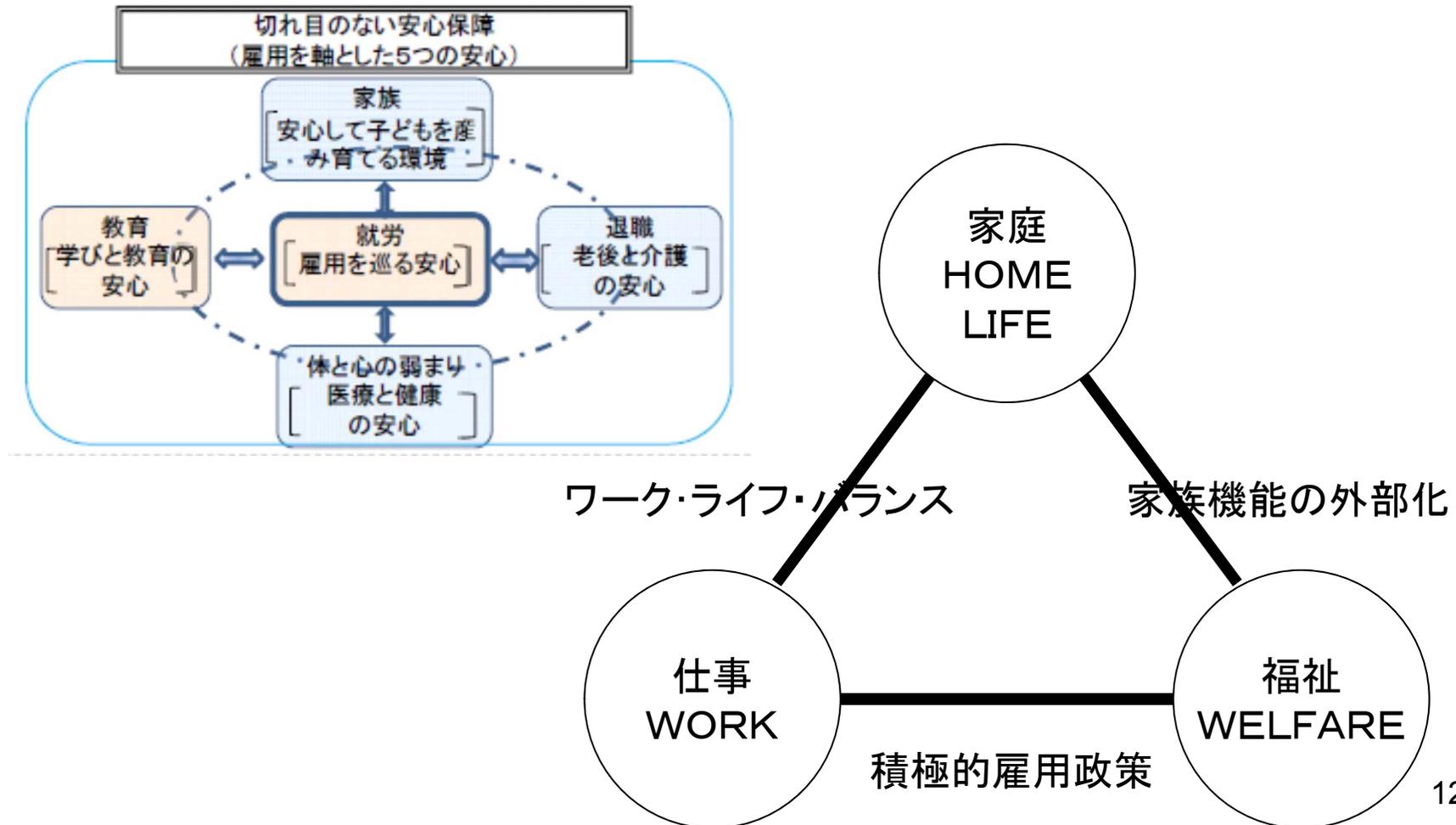
日本の支出カーブは年功型。家族の中に誰か年功型賃金の正社員がいなければ、子育て・教育・住宅費用を支弁できない(男性正社員片働きモデル)。

日本型雇用システムを復活させるか、支出カーブをフラット化していくか(フラット型賃金カーブでも、共働きで子育てできるだけの負担にする)。



ワーク・ライフ・ウェルフェア・バランスで全員参加型社会の実現を

女性であれば、家事責任で家庭に縛られていたのを、福祉(保育・介護)機能の充実で、仕事(就労継続)が可能になる。障害者であれば、福祉(障害福祉)と積極的雇用政策の充実(現在、日本はGDPでオランダの80分の1)で、仕事が可能となる。ワーク・ライフ・バランスを可能にする条件(ワーク・ライフ・ウェルフェア・バランス)を整える必要がある。



3、企業と家族に支えられなければ生活保護しかない、という現役世代の社会保障の貧困(すべり台社会)が、いまの生活保護受給者急増をもたらしている。生活保護の手前に、第二のセーフティネットを構築する必要がある。

求職者支援制度に、住宅手当や生活支援、個別支援(パーソナル・サポート・サービス)をセットにした本格的な「第二セーフティネット」を。

パーソナル・サポート・サービスと第二のセーフティネット

第1のセーフティネット

雇用保険

失業時の所得保障

第2のセーフティネット

緊急人材育成支援事業

訓練・生活支援給付

住宅手当

雇用保険が受給できない者への職業訓練と期間中の生活費の給付

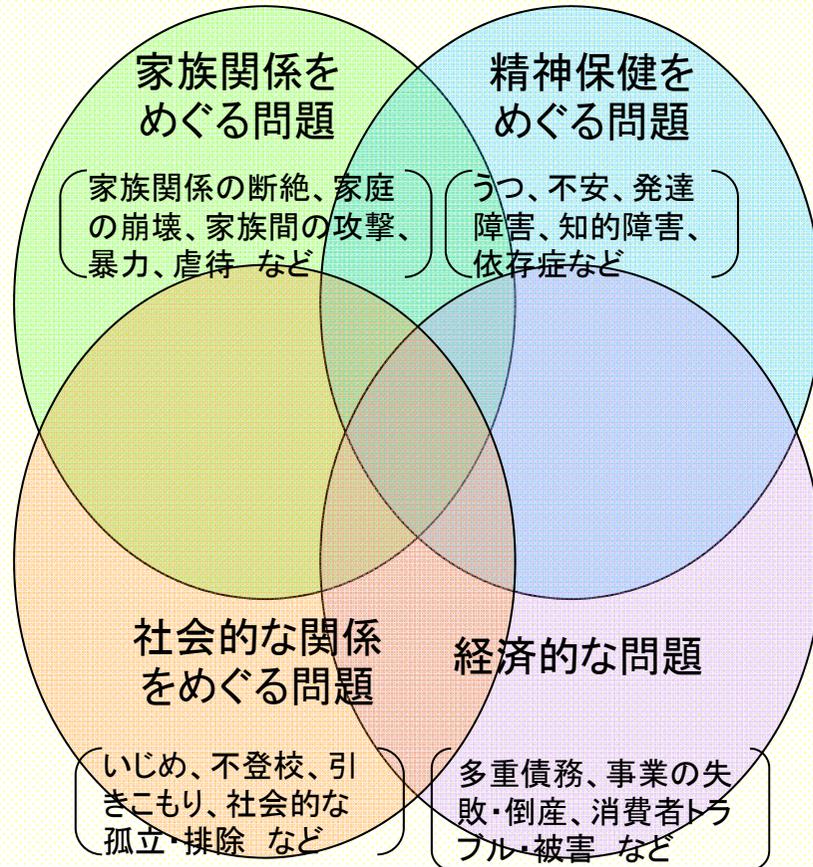
求職中の住居喪失者(おそれのある者を含む)への家賃助成

など

最後のセーフティネット

生活保護

《職業紹介・職業訓練やその間の経済的な支援だけでは自立生活を達成できない者の持つ様々な背景》



(他に、健康上の問題、教育をめぐる問題などが考えられる。)

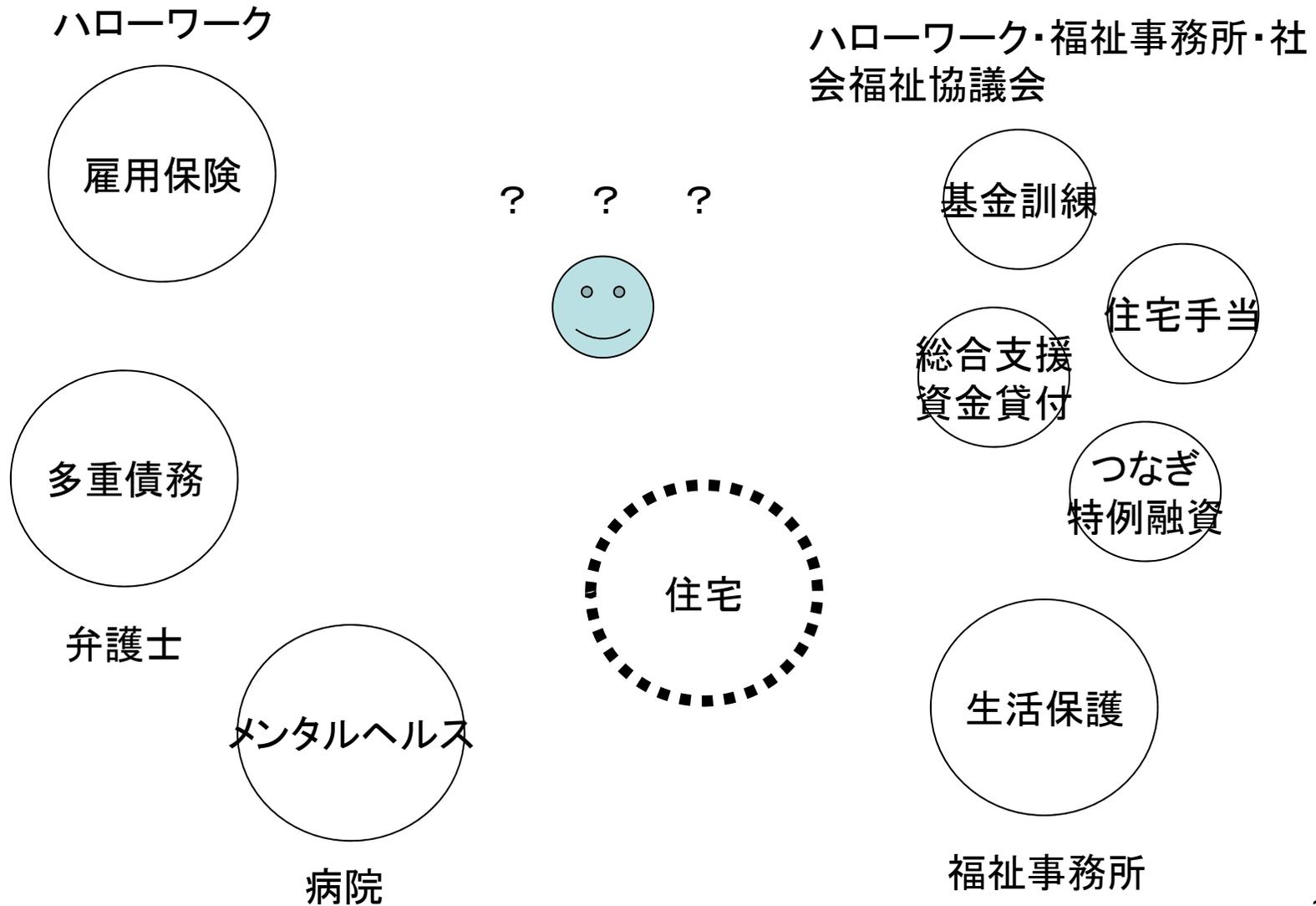
複合的な要因を抱える者も少なくなく、それが更に問題を複雑・深刻化(悪循環)

パーソナル・サポート・サービスを必要とする領域

4、また、高齢者や障害者を含む地域福祉の面的展開にも、包括的・個別的支援は必要。

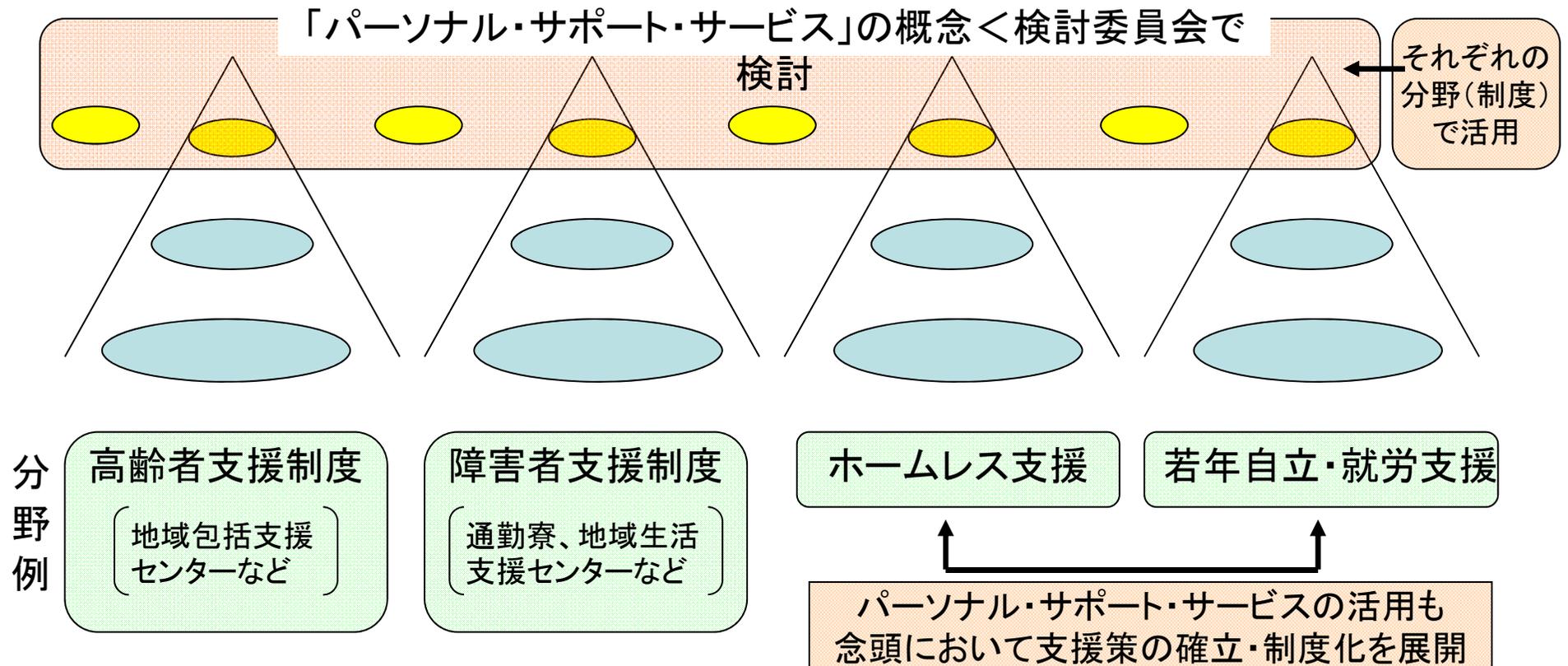
複雑化・多様化する個別ニーズに柔軟に対応できる新旧の「公共の担い手」育成は、従来の地域力低下に対応して効率的な地域福祉を展開するためにも必要。

セーフティネットは「島」 橋も船もない 島を渡り歩くのは自己責任



パーソナル・サポート・サービスと地域福祉(各支援制度)

- 「パーソナル・サポート・サービス」は、各制度、各領域を横断する個別支援の考え方として確立
- 各制度の持つ相談援助機能はあくまで入り口。クライアントの抱える生活上の困難を制度に合わせるのではなく、支援策をクライアントに合わせて(オーダーメイド)、各制度から調達、調整する技能を持つことが要請
- 合わせて、支援策がまだ十分に確立していない分野、制度化されていない分野においては、「パーソナル・サポート・サービス」の活用を念頭において、支援策の確立、制度化を検討
- 相談援助機能を、単なる各制度の給付やサービスへのつなぎとしてではなく、「パーソナル・サポート・サービス」の技能を持った人によって担われる社会サービスとして確立する



5、社会保障は、制度をつくるだけではダメ。「つくる、届ける、受け止める」をワンセットに。ともすると申請主義の上にあぐらをかいてきた姿勢を改め、アウトリーチ型(=積極的に届ける)、ワンストップ型(=たらいまわししない)サービスが必要。

行政機関内の情報連携を進めるとともに、共通番号制の「マイ・ポータル」では、国・自治体の利用可能なサービスがピンポイントで知らされるよう設計すべき。

「情報の宝庫」が真に国民の利便性を高めるために利用されることが重要

社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針

「社会保障・税に関わる番号制度」(以下「番号制度」という)は、かかる基盤を提供することにより、国民が公平・公正さを実感し、**国民の負担が軽減され、国民の利便性が向上し、国民の権利がより確実に守られるように、主権者たる国民の視点に立って、**以下のような社会を実現することを理念とするものである。

- ① より公平・公正な社会
- ② 社会保障がきめ細やか且つ的確に行われる社会
- ③ 行政に過誤や無駄のない社会
- ④ **国民にとって利便性の高い社会**
- ⑤ 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

NPO法人ライフリンクの「いのちと暮らしの相談ナビ」(<http://lifelink-db.org/>)は1日で31万件のアクセス。必要な情報がきちんと本人に届けられるシステムができれば、行政効率は今何十倍にもアップする。



捕捉された所得に基づいて、国・自治体のどんなサービスが受けられるか、ピンポイントで通知されるようにすべき。

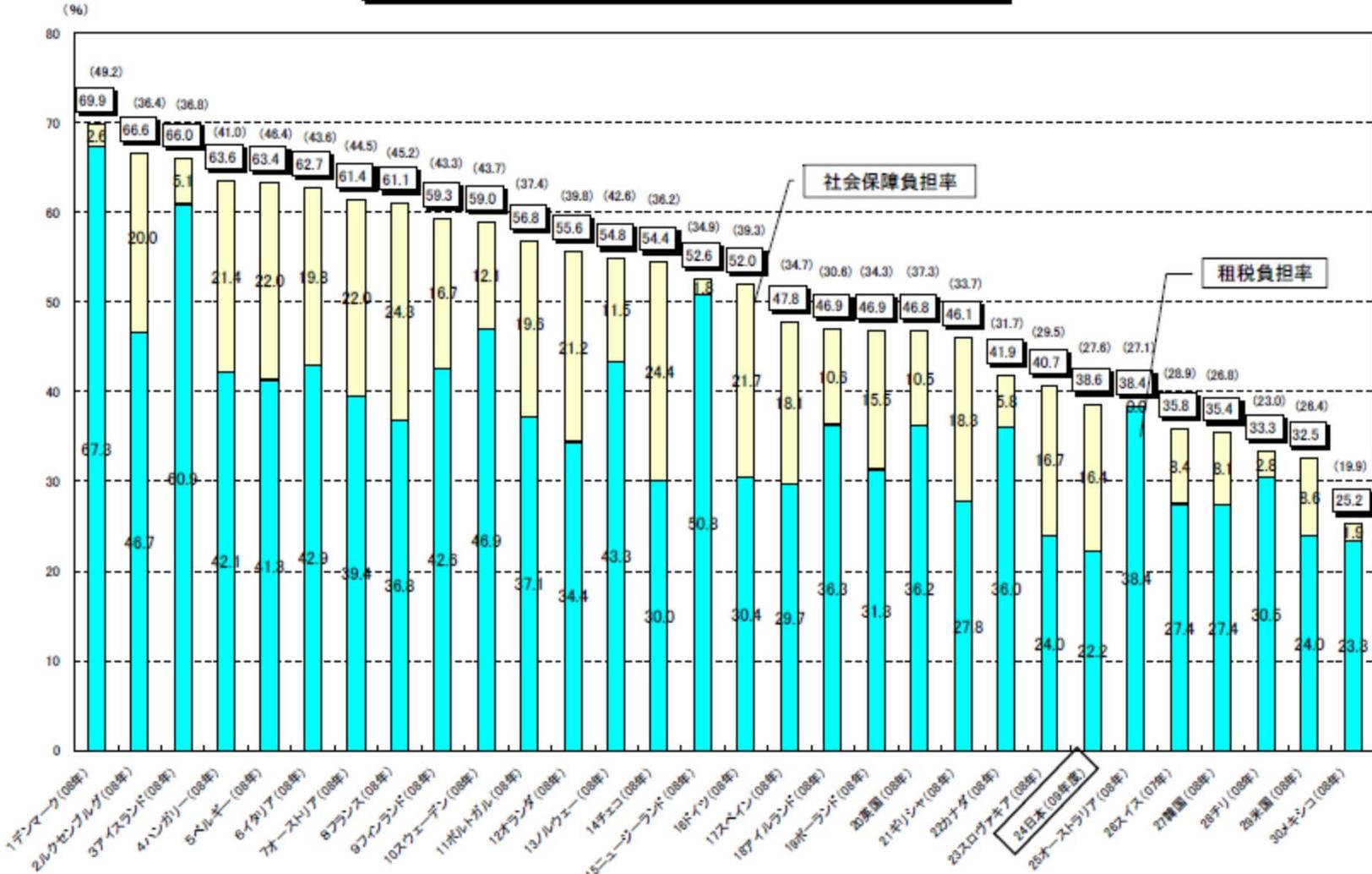


6、そもそも、日本は財政規模が小さすぎ、かつ税の所得再分配機能が弱すぎた。

両者をEU平均に向けて拡充していく方向性を持ち、工程表に数値目標を入れるべき。

日本という国家の財政規模は小さい

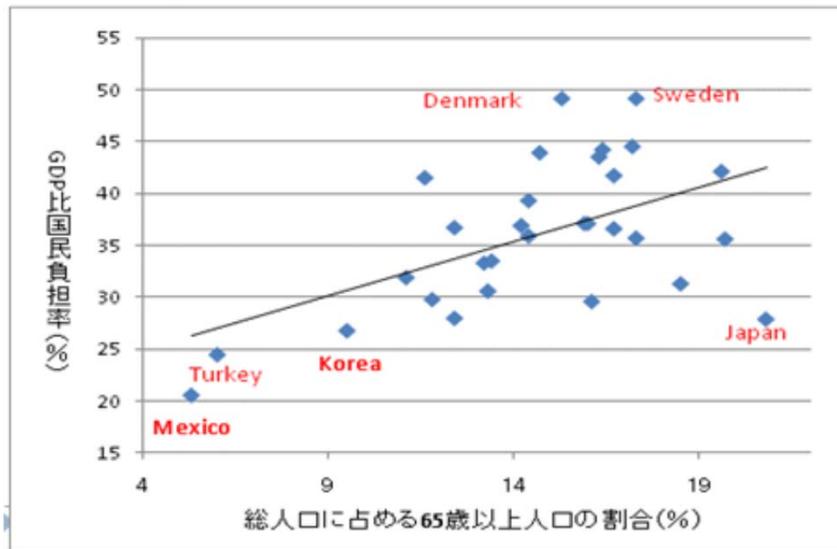
国民負担率(対国民所得比)の国際比較(OECD加盟30カ国)



(注1) OECD加盟国34カ国中30カ国の最新の実績値。残る4カ国(トルコ、スロベニア、イスラエル、エストニア)については、計数が足りず、国民負担率が算出不能であるため掲載していない。
 (注2) 括弧内の数字は、対国内総生産比の国民負担率。
 (出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts 2010(OECD) Revenue Statistics(OECD)

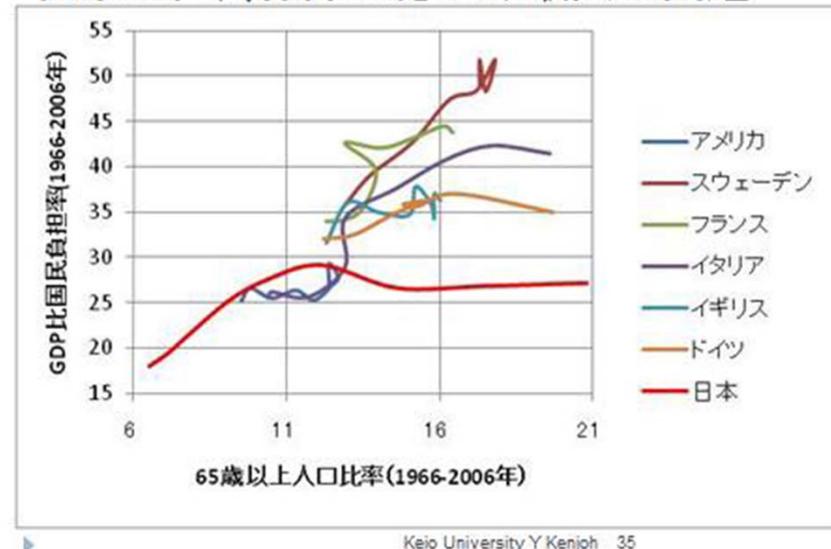
世界一の高齢化社会であるのに、国の財政規模が追いついていない

65歳以上人口割合とGDP比国民負担率



<http://news.fbc.keio.ac.jp/~kenjoh/work/korunakare328.pdf>

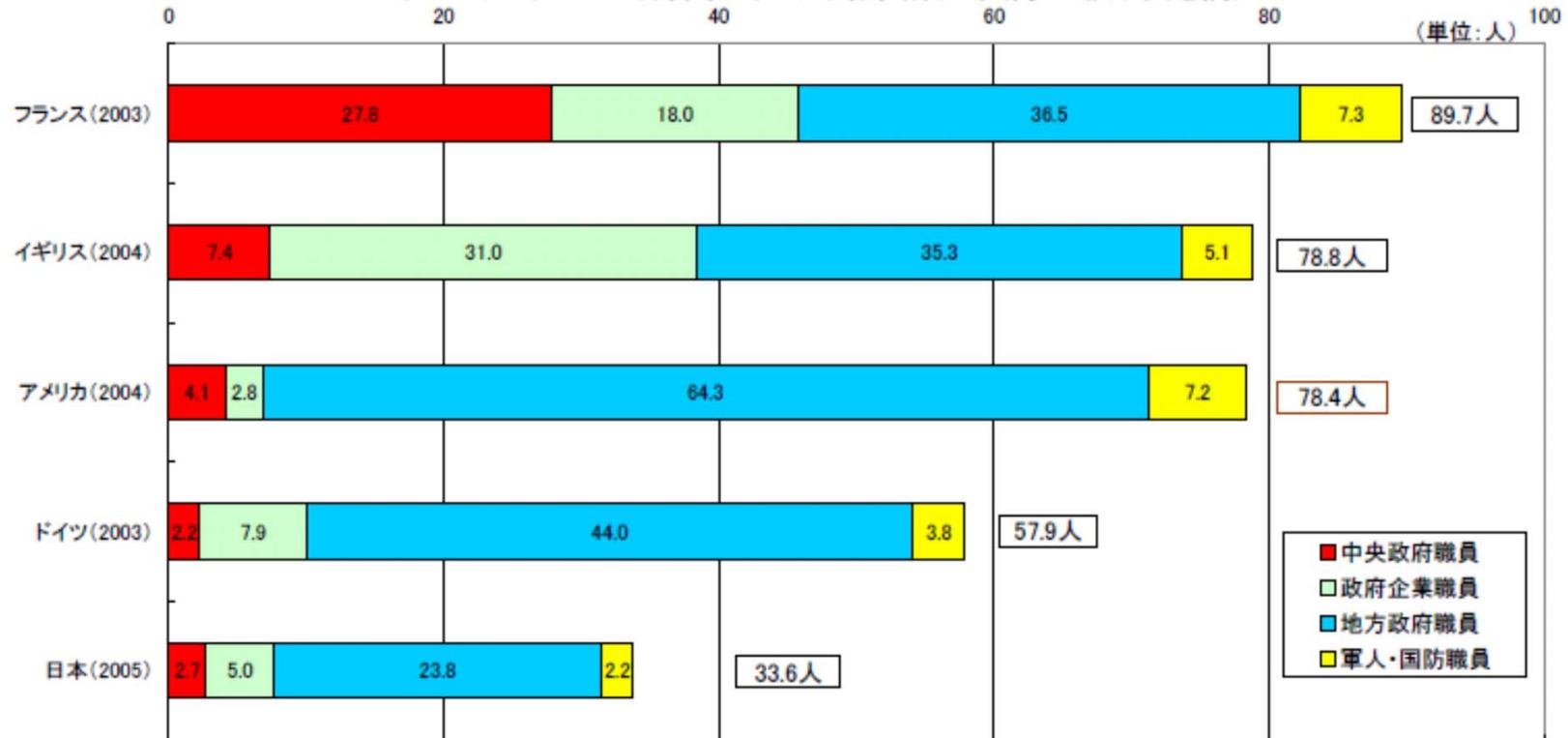
日本の社会保障が抱える最大の問題



<http://news.fbc.keio.ac.jp/~kenjoh/work/korunakare328.pdf>

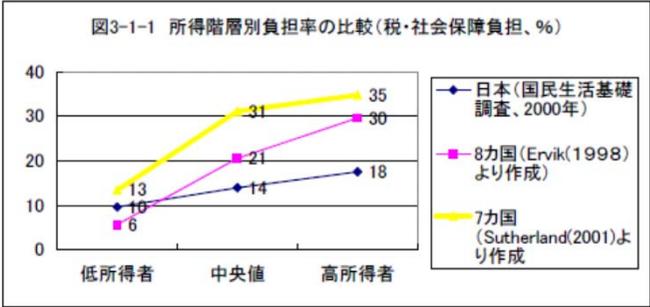
十分な公共サービスを行うだけの公務員がいない

人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較(未定稿)

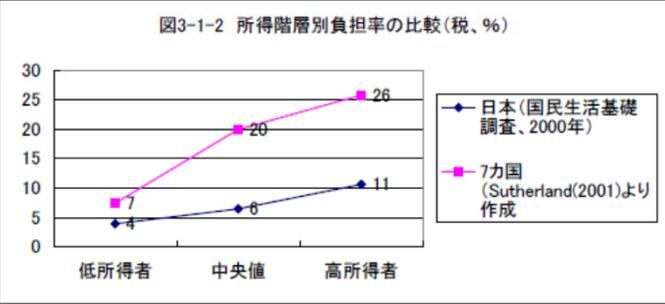


- (注) 1 総務省資料より作成
 2 国名横の()は、データ年度を示す
 3 日本の「政府企業職員」には、独立行政法人(特定及び非特定)、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び国有林野事業の職員を計上
 4 日本の数値において、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び軍人・国防職員以外は、非常勤職員を含む

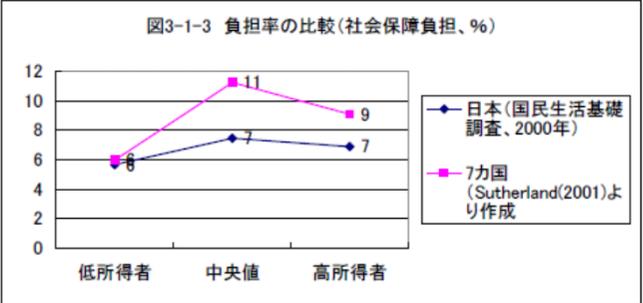
税の所得再分配機能は非常に弱く、社会保険料を入れても強くはない。



(備考)
 1. 日本(国民生活基礎調査、2000年)は、国民生活基礎調査の原データ(四分位データ)より算出
 2. Ervik, Sutherland の国は表3-2と同じ。
 3. 各中央値の求め方は表3-2と同じ。低所得者、高所得者は、日本(国民生活基礎調査)は第I四分位、第IV四分位、Ervikは第I五分位、第V五分位、Sutherlandは第I十分位、第X十分位。表3-2にそれぞれの平均所得(中央値=100)がある(低所得者は31~38、高所得者は231~279)。

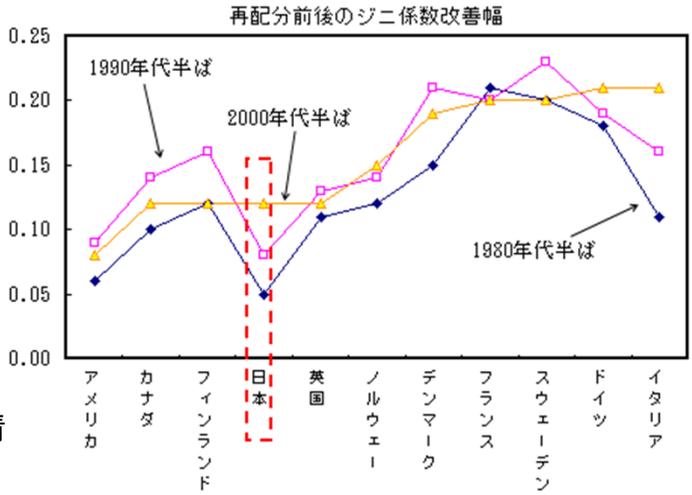
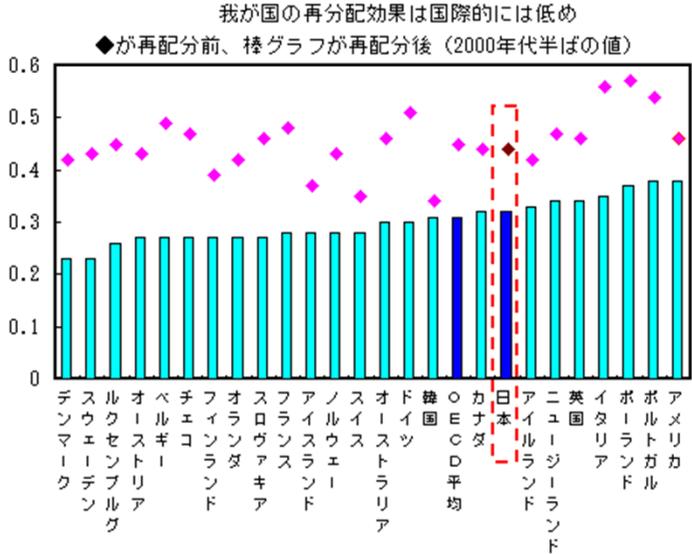


(備考) 図3-1-1に同じ。



(備考) 図3-1-1に同じ。

第3-2-12図 家計の所得格差(ジニ係数)の国際比較

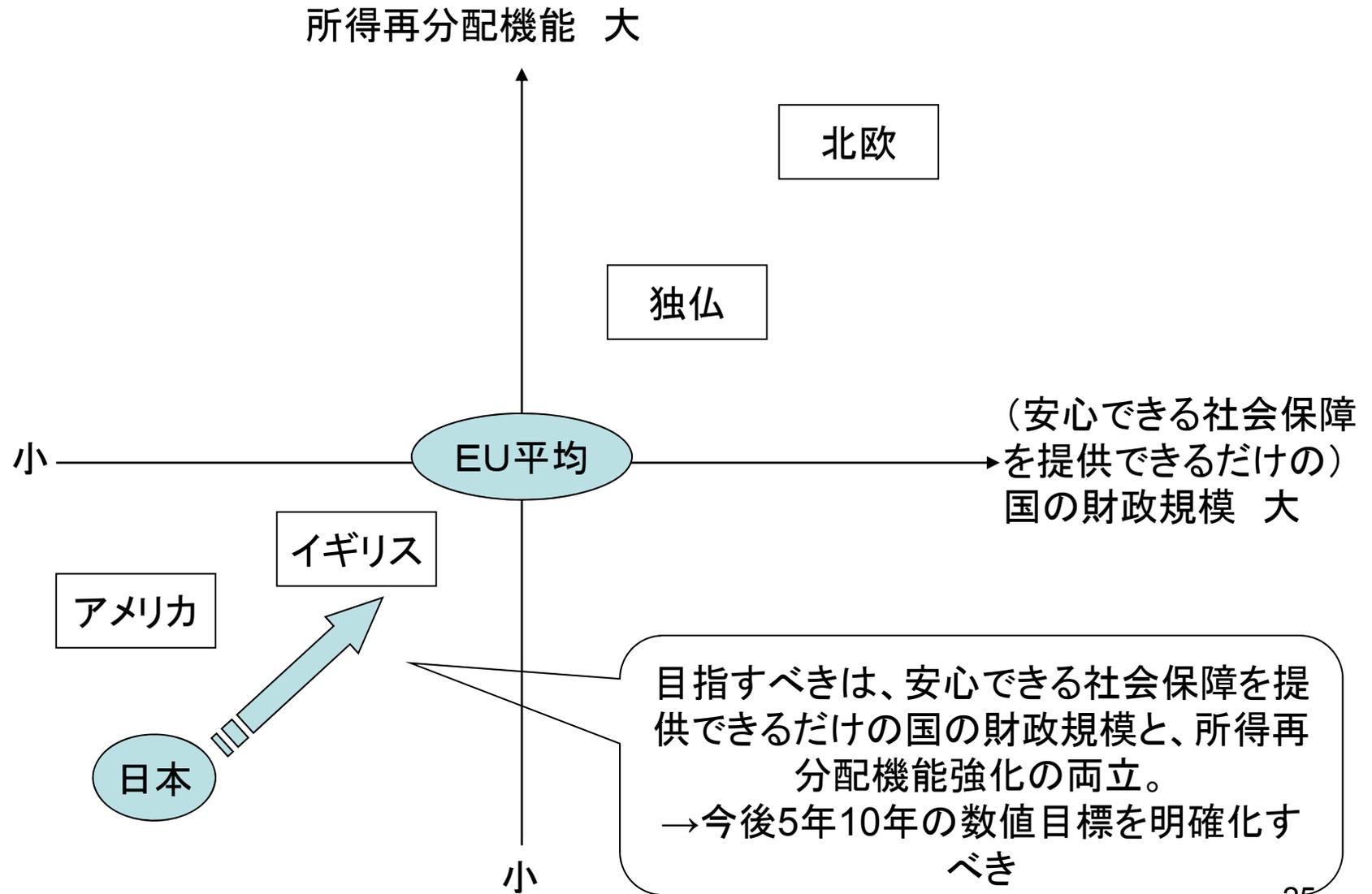


→平成21年度
 年次経済財政
 報告

←ESRI
 Discussion
 Paper Series
 No.171: 太田清
 「日本の所得再
 分配」

(備考) 1. OECD "OECD.Stat" により作成。
 2. 日本の値は厚生労働省「所得再分配調査」によっており、世帯の所得を世帯人員の平方根で除した等価所得を用いている。

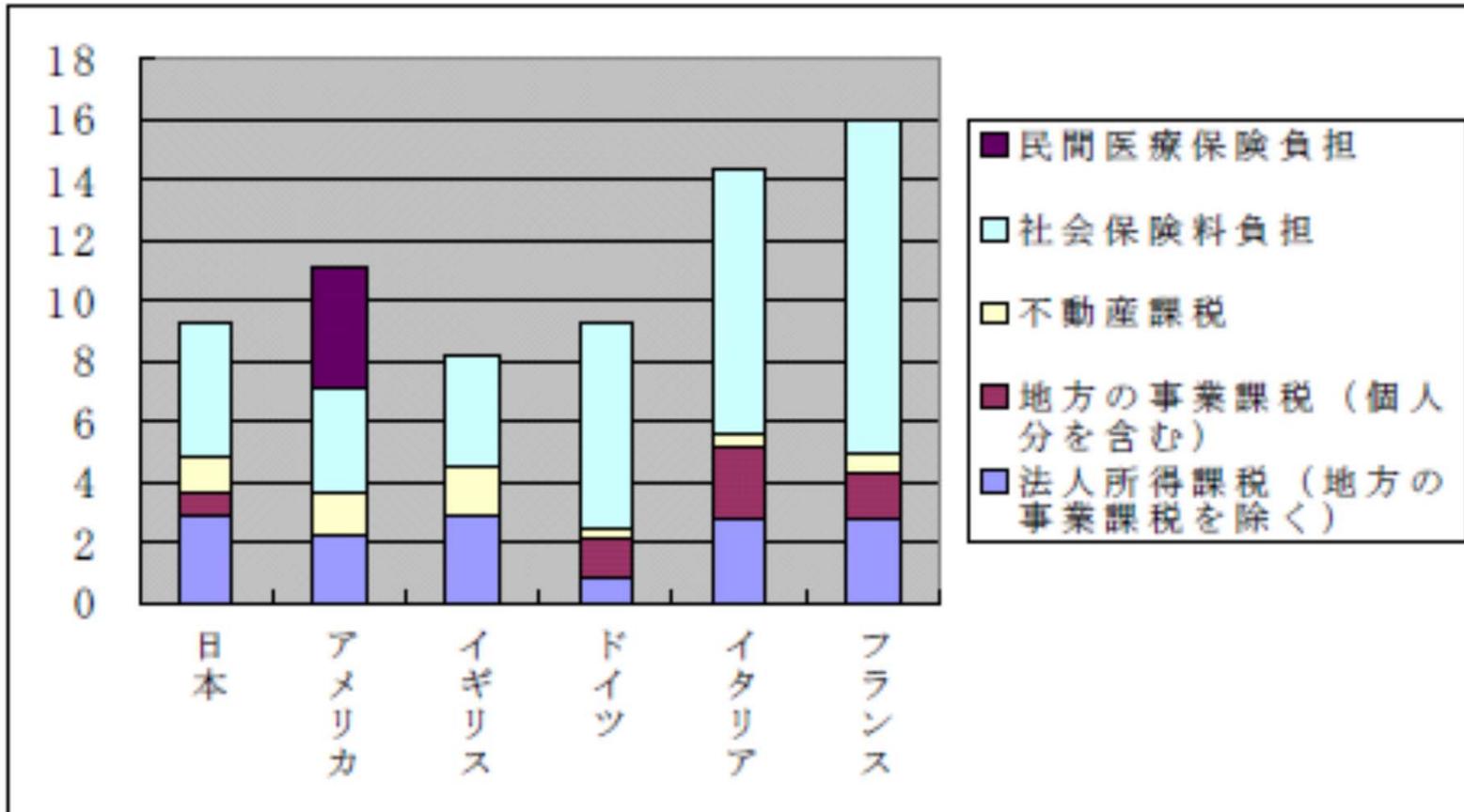
目指すべき方向を打ち出し、数値目標を掲げるべき



7、税の基本は「あるところから出してもらい、広く国民生活を支えること」。

所得税・法人税・贈与税・相続税についても、目指すべき数字を明らかにすべき。また、社会保険料負担も含め、企業負担だけを除外して考えるべきではない。

負担の分かち合いが必要



「法人課税の負担水準に関する国際比較について」井立雅之(神奈川県総務部税制企画担当課長)

<http://www.pref.kanagawa.jp/kenzei/kaikaku/working-houkoku0706-9.pdf>

8、また、現役世代の社会保障に対する負担感・不信感は強い。
**消費税についても国・地方合わせて
「高齢3経費：少子化対策」の按分率
を定め、現役世代支援・次世代支援
にも使われるよう担保すべき。**

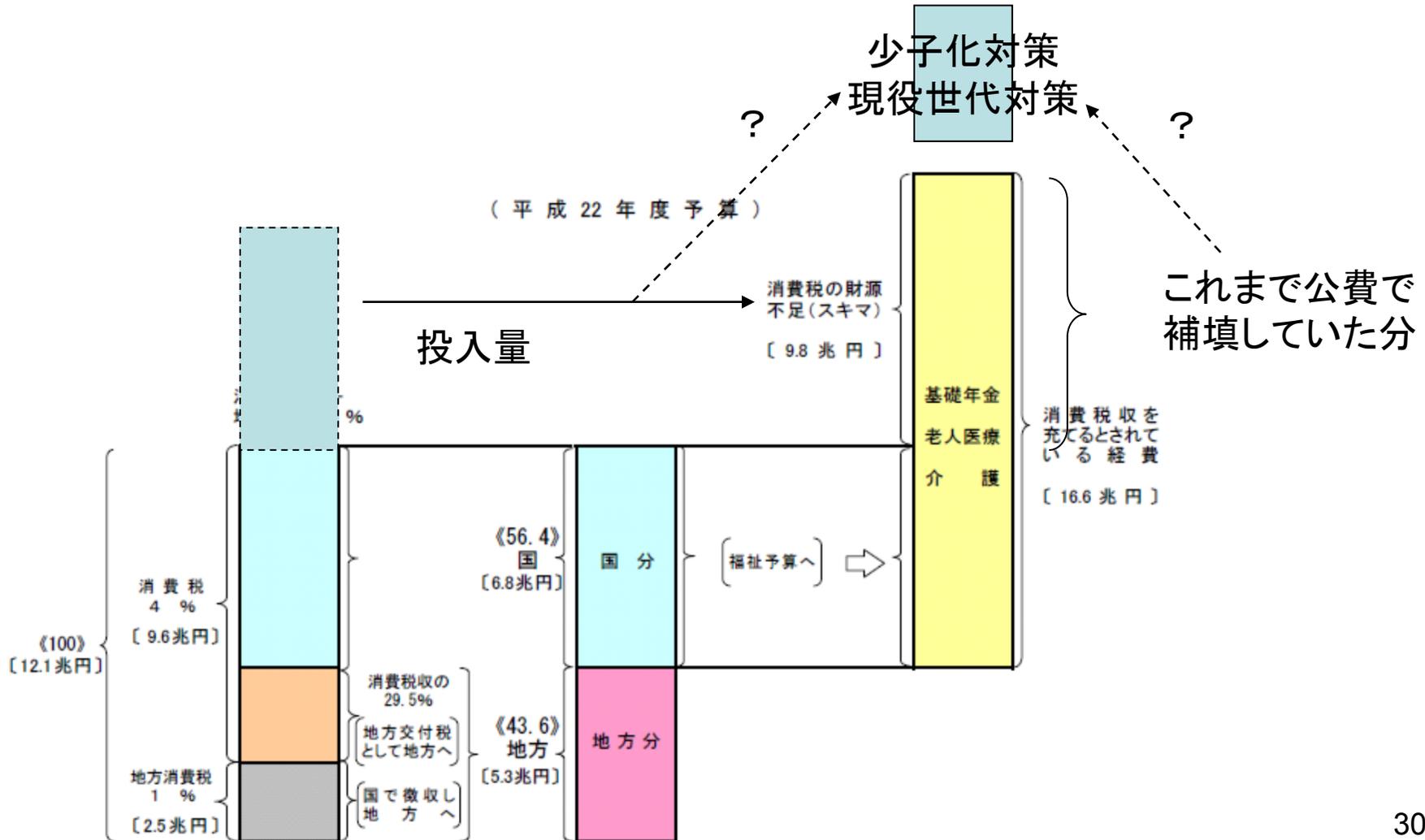
さらに、格差・貧困の拡大は社会の活力を減退させ、少子化を深刻化させ
続ける。

**年収300万未満世帯の負担増になら
ない税・社会保険料の設計を行う(消
費税額控除等)ことを宣言すべき。**

9、現役世代・次世代に先送りしては、消費税を何％に上げて
も追いつかない。

**現行での社会保障費投入分公費を
広義の次世代支援（国債と現役世
代の社会保障）に回すべき。これに
ついて目安となる按分率を定める
べき。**

位置づけがあいまいなままでは、不安は払拭されない



「全世代対応型」を担保するために ~按分率を定めるべき~

グレーゾーン

② 全世代型対応を目指して、何らかの形で入れるべき

消費税

① 按分率を確定すべき

	制度化されている (恒久法=確定財源)	制度化されていない (基金、単年度予算)
高齢	○年金 ○医療 ○介護	高専賃
少子化 ①		△子ども手当 ← △子育て新システム
少子化 ②	育児・介護休業法 高校授業料無償化	WLB憲章
現役	雇用保険 障害者福祉手当	← △求職者支援制度 住宅手当 パーソナル・サポート 高度技能研修

その他の税

③ 【国債償還】の部分の社会保障費用の按分率も定めるべき

夢見る権利は、夢を見られる
条件のある社会でこそ。